

令和8年度

信用保証の ご案内



中小企業者の良きパートナー



NCGC NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION

名古屋市信用保証協会

令和8年10月1日

お客さま各位

名古屋市信用保証協会

名古屋市融資制度の融資利率改定のご案内

令和8年10月1日（木）から、名古屋市融資制度の融資利率を下記のとおり改定させていただきます。

記

頁	制度名	変更前	変更後
P. 7	小規模企業等振興資金 通常資金（マル振）	3年以内 年1.9% 5年以内 年2.0% 7年以内 年2.1% 10年以内 年2.2%	3年以内 年2.2% 5年以内 年2.3% 7年以内 年2.4% 10年以内 年2.5%
P. 7	小規模企業等振興資金 小口資金（マル小）	3年以内 年1.7% 5年以内 年1.8% 7年以内 年1.9% 10年以内 年2.0%	3年以内 年2.0% 5年以内 年2.1% 7年以内 年2.2% 10年以内 年2.3%
P. 8	新事業創出資金（マル新出）	3年以内 年1.4% 5年以内 年1.5% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.7%	3年以内 年1.7% 5年以内 年1.8% 7年以内 年1.9% 10年以内 年2.0%
P. 8	経営安定資金 協調支援資金（マル経調）	3年以内 年1.8% 5年以内 年1.9% 7年以内 年2.0% 10年以内 年2.1%	3年以内 年2.1% 5年以内 年2.2% 7年以内 年2.3% 10年以内 年2.4%
P. 9	経営安定資金 支援機関連携資金（マル連）	3年以内 年1.8% 5年以内 年1.9% 7年以内 年2.0% 10年以内 年2.1%	3年以内 年2.1% 5年以内 年2.2% 7年以内 年2.3% 10年以内 年2.4%
P. 9	経営安定資金 災害復旧資金（マル経災）	(1)の場合	
		1年以内 年1.4%	1年以内 年1.7%
		3年以内 年1.7%	3年以内 年2.0%
		5年以内 年1.8%	5年以内 年2.1%
		7年以内 年1.9%	7年以内 年2.2%

		10年以内 年2.0%	10年以内 年2.3%
		(2)の場合	
		3年以内 年1.6%	3年以内 年1.9%
		5年以内 年1.7%	5年以内 年2.0%
		7年以内 年1.8%	7年以内 年2.1%
		10年以内 年1.9%	10年以内 年2.2%

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

企画部 企画課

TEL : 052-201-3041

Contents

目次

1 名古屋市信用保証協会について

- 1 当協会の概要 2
- 2 当協会オリジナルキャラクター 3

2 信用保証制度について

- 1 信用保証制度の仕組み 4
- 2 ご利用いただける中小企業のかた 5
- 3 保証の内容 5
- 4 信用保証料 6

3 主な保証制度のご紹介

- 小規模企業等振興資金 通常資金 7
- 小規模企業等振興資金 小口資金 7
- SDGs推進保証なごや 7
- 新事業創出資金 8
- 経営安定資金 協調支援資金 8
- 経営安定資金 支援機関連携資金 9
- 事業者選択型経営者保証非提供制度について 10

4 経営支援について

- 1 専門家派遣サービス 11
- 2 経営サポート会議 11
- 3 事業承継個別相談会 12
- 4 各種セミナーの開催について 12

5 創業支援について

- 13

6 広報のご紹介

- 14

- 相談窓口のご案内 15

1

Nagoya Credit Guarantee Corporation

名古屋市信用保証協会について

1 当協会の概要

「信用保証協会」は中小企業のみなさまが、金融機関から事業資金の借入をされる際に公的な保証人となることで、融資を受けやすくすることを目的として設立された公的機関です。名古屋市信用保証協会は全国で5番目に発足した保証協会で、令和5年6月で創立75周年を迎えました。

創 立	昭和23年6月30日
人 格	信用保証協会法に基づく法人
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。(定款第1条)
基 本 財 産	402億円
保 証 債 務 残 高	53,389件 9,110億円
利 用 企 業 者 数	26,996企業
所 在 地	名古屋市中区栄二丁目12番31号
役 職 員 数	139名

(令和8年2月末現在)

経営理念

私たちは、**中小企業者の良きパートナー**として
金融の円滑化と経営基盤の強化を図り、地域経済や社会の発展に貢献します。
そのため、関係法令等を遵守し、協調性をもって互いに研鑽に励みながら、
健康で幸せを実感できる、活気と働きがいのある組織風土を形成し、
真に信頼される協会の運営を目指します。

シンボル
マーク



Credit(信用)とGuarantee(保証)の頭文字の**C**と**G**を重ね合わせて8の字を表現することにより、名古屋市の記章㊦をイメージする他、「円満に発展する」という意味が込められています。

NCGC

令和3年4月、当協会の英字表記である

「**NCGC**」(**NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION**)の商標登録を行いました。

2 当協会オリジナルキャラクター

当協会のオリジナルキャラクター「中小企業おたすけ隊 たよろみゃー☆」を紹介します！



惑星「NYAGOYA」から宇宙旅行中、

宇宙船の故障により名古屋に不時着した宇宙猫の5匹。

途方に暮れる中、5匹は商店街の洋食屋さんにエビフライを、

鉄工場の社長さんに飲み物をもらい、家具製造の職人さんにはお家を造ってもらいました。

宇宙猫5匹は名古屋の中小企業の皆さんに助けてもらったお礼に、中小企業の応援を決意し、

「中小企業おたすけ隊 たよろみゃー☆」を結成しました。

得意の変身技で、パン屋さんや警備員さんなどに姿を変えてお手伝いをしたり、

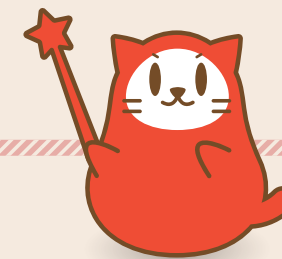
時には資金繰りの相談で名古屋信用保証協会を紹介し、金融面のアドバイスもしています。

名古屋の中小企業や街の皆さんと5匹の宇宙猫は共に成長していきます。

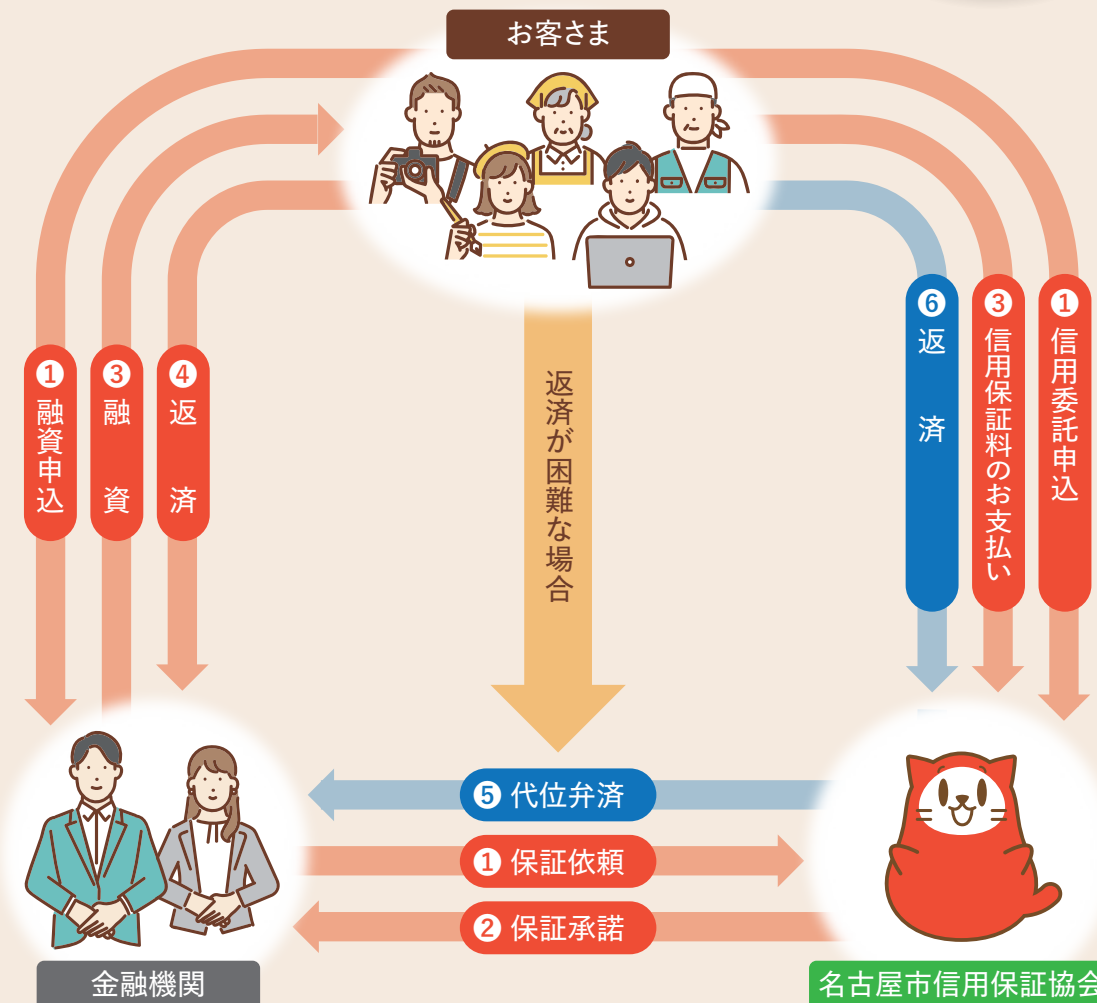
2

Nagoya Credit Guarantee Corporation

信用保証制度について



1 信用保証制度の仕組み



1

原則、金融機関を経由して保証をお申込みください。
保証制度によっては直接当協会へのお申込みも可能です。

2

当協会はお客さまの事業内容や経営計画等をもとに審査を行い、保証の可否を決めて金融機関に連絡します。
※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございます。

3

保証承諾の通知を受けた金融機関は、お客さまに融資を行います。
この時、利息とは別に、定められた保証料を当協会にお支払いください。

4

融資を受けられたときの条件に従って、借入金を金融機関に返済してください。
(借入後の返済方法の変更も可能ですので、ご相談ください。)

5

万一、何らかの事情で返済ができなくなった場合は、
お客さまに代わり、当協会が金融機関に借入金を返済します(代位弁済)。

6

その後、ご相談のうえ、当協会にご返済をしていただきます。

2 ご利用いただける中小企業のかた

所在地

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業主の場合は住居または事業所のいずれかを名古屋市内に有し、事業を営んでいることが必要です。

許認可等

許認可等を必要とする業種については当該業種にかかる許認可等を受けていることが必要です。

企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、下表に該当していることが必要です。
特定非営利法人(NPO法人)の場合は、従業員数が下表に該当するときにご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業・建設業・運送業等	3億円以下	300人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業 旅行業		
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	—	300人以下

※ただし、次のようなかたはご利用いただけません。

- 農林漁業(一部を除く)・風俗関連営業等の事業を営むかたおよび非営利団体(医療法人等およびNPO法人を除く)のかた
- 不渡処分により金融機関と取引停止中のかたおよび第1回不渡発生後6か月を経過していないかた
- 保証協会の代位弁済を受けて現在求償債務が残存するかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除く)
- 税、社会保険料等の滞納があるかた
- 暴力団等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者の介在・介入があるかた など



3 保証の内容

1企業に対する保証限度額

個人・法人：2億8,000万円(うち無担保原則8,000万円)

組 合 等：4億8,000万円

資金使途

中小企業の事業経営に必要な運転資金および設備資金です。

(例)店舗や工場の新設・増改築、材料や機械の購入、経済変動や取引先の倒産などで資金繰りが困難なとき

※生活資金、住宅資金、投機資金等は対象となりません。

連帯保証人

必要となる場合がありますが、代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。
当協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重した対応をしています。

<経営者保証を不要とする取扱い>

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを経営者保証と言います。
下記のいずれかに該当すれば、経営者保証を不要とする保証の取扱いができる場合があります。

①信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い(いずれか)

通 称	要 件
金 融 機 関 連 携 型	●取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、かつ 保全がない融資残高がある。 ●一定の財務要件を満たしている。 ●法人と経営者との一体性解消等を図っている。
財 務 要 件 型	●直近決算期において一定の財務要件を満たしている。 (「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります)
担 保 充 足 型	●法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が 図られている。

②事業者選択型経営者保証非提供制度

一定の経営規律や財務要件等を満たす法人であれば、保証料率の引き上げを条件に経営者による保証を提供しないことができる可能性があります。 [詳細は→P10](#)

担保

必要に応じて、不動産または有価証券等を提供していただく場合があります。

4 信用保証料

信用保証料とは、信用保証協会の保証によって融資を受けられたお客さまが、保証協会をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

保証料率体系

保証料率は一部の制度を除き、お客さまの経営状況に応じて9段階の料率体系となっています。

基本となるのは「責任共有対象保証料率」で、責任共有対象外保証の場合は「責任共有対象外保証料率」が適用されます。

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有対象保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有対象外保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※名古屋市融資制度保証等の上表とは異なる保証料率の保証や、セーフティネット保証等の経営状況に関わらず一律の保証料率となる保証もございます。

信用保証料の
試算はこちら▶



3

Nagoya Credit Guarantee Corporation

主な保証制度のご紹介



<小規模企業等振興資金 通常資金(マル振)>

- 一般的な事業資金を低金利で借入れしたいかたへ

ご利用いただけるかた	常時使用する従業員の数が50人(商業またはサービス業を主たる業種とするかたについては30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人(NPO)のかた			
融 資 限 度 額	5,000万円			
融 資 期 間 融 資 利 率	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金			設 備 資 金
	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内
	年1.9%	年2.0%	年2.1%	年2.2%
据 置 期 間	1年以内(融資期間に含む)			
保 証 料 率	年0.38%～1.74%			

<小規模企業等振興資金 小口資金(マル小)>

- 小規模な事業資金をさらに低金利で借入れしたいかたへ
- 当協会に直接お申込みいただけます

ご利用いただけるかた	常時使用する従業員の数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業またはサービス業を主たる業種とするかたについては5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人等のかた			
融 資 限 度 額	2,000万円(既存の信用保証協会の保証付融資残高と合計で2,000万円以内)			
融 資 期 間 融 資 利 率	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金			設 備 資 金
	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内
	年1.7%	年1.8%	年1.9%	年2.0%
据 置 期 間	1年以内(融資期間に含む)			
保 証 料 率	年0.46%～1.83%			

<SDGs推進保証なごや>

- SDGs(持続可能な開発目標)に取り組む中小企業者のかたがご利用いただけます
- 通常の責任共有対象保証料率より**0.1%割引**されます

ご利用いただけるかた	当協会の保証対象資格を満たし、次のいずれかに該当する個人・会社及び医療法人のかた (1)「名古屋市SDGs推進プラットフォーム」の会員 (2)SDGs推進にかかる取組みを行っている、または行おうとしており、その取組内容がSDGsの17の目標のいずれかに該当している
融 資 限 度 額	2億8,000万円
融 資 期 間	運転・設備資金10年以内 設備資金かつ有担保の場合は15年以内
融 資 利 率	取扱金融機関所定の利率
据 置 期 間	1年以内(融資期間に含む)
保 証 料 率	年0.35%～1.80%

<新事業創出資金(マル新出)>

- これから創業されるかた、創業から5年未満のかたがご利用できます
- スタートアップ創出促進保証制度を兼ねることで、**経営者保証を不要**にできます
- 当協会の経営支援サービス「成長応援バック※」の対象制度です

ご利用いただけるかた	次のいずれかに該当するかた (1)創業者(これから創業するかた) ①名古屋市内に住所のある個人で、1か月以内に事業を開始するかたまたは2か月以内に会社を設立するかた ②新たに会社を設立(分社化)しようとする会社 (2)新規中小企業者(すでに創業しているかた) ①事業を開始または会社を設立してから5年未満のかた ②創業者である個人が設立した(法人化した)会社で、個人事業の開始から5年未満の会社 ③会社が新たに設立(分社化)してから5年未満の会社 ＜スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合＞ 税務申告1期が未終了の会社については、創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していること			
融 資 限 度 額	3,500万円			
融 資 期 間 融 資 利 率	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金			
	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内
	年1.4%	年1.5%	年1.6%	年1.7%
据 置 期 間	1年以内 ただしスタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合で同時にプロパー保証を実行する、または保証申込時にプロパー残高がある場合は3年以内(融資期間に含む)			
保 証 料 率	年0.79% ＜スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合＞年0.99%			

※「成長応援バック」は、当協会の創業保証をご利用いただいたかた向けの経営診断サービスです。 [詳細は→P13](#)

<経営安定資金 協調支援資金(マル経調)>

- 金融機関からの支援による経営行動計画の策定や、プロパー融資の同時実行により、国からの**保証料補助**を受けることができます

ご利用いただけるかた	次のいずれかに該当するかた (1)取扱金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定・実行及び進捗の報告を行うかた (2)取扱金融機関から本制度の実行と原則同時に本保証付融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けるかた			
融 資 限 度 額	2億8,000万円			
融 資 期 間 融 資 利 率	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金			
	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内
	年1.8%	年1.9%	年2.0%	年2.1%
据 置 期 間	1年以内、設備資金を含む場合は3年以内(融資期間に含む)			
保 証 料 率	(1)の場合：年0.34%～1.43%※ (2)の場合：年0.30%～1.27%※			

※国による保証料補助適用後の保証料率です。

<経営安定資金 支援機関連携資金(マル連)>

- 認定経営革新等支援機関との連携により、経営状況等の報告を行うことなどを条件に、国からの保証料補助を受けることができます
- 月次モニタリングにより、経営状況の把握が習慣化できます

ご利用いただけるかた	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行う中小企業者のかた ただし、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であることが必要です。			
融 資 限 度 額	2億8,000万円			
融 資 期 間 融 資 利 率	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金			
	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内
	年1.8%	年1.9%	年2.0%	年2.1%
据 置 期 間	1年以内、設備資金を含む場合は3年以内(融資期間に含む)			
保 証 料 率	年0.23%～0.95%※			

※国による保証料補助適用後の保証料率です。

<経営安定資金 災害復旧資金(マル経災)>

- 自然災害等により被害を受けた場合に事業の再建等にかかる資金を支援します

ご利用いただけるかた	次のいずれかに該当するかた (1) 自然災害等により被害を受けたかた (2) 自然災害等により被害を受け、次のいずれかに該当するかた ・セーフティネット保証4号の認定を受けている ・激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けている				
融 資 限 度 額	2億8,000万円 ただし(2)に該当する場合は上記とは別に2億8,000万円				
融 資 期 間 融 資 利 率	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金				
		1年以内	3年以内	5年以内	7年以内
	(1)	年1.4%	年1.7%	年1.8%	年1.9%
	(2)	－	年1.6%	年1.7%	年1.8%
据 置 期 間	1年以内(融資期間に含む)				
保 証 料 率	(1)の場合:年0.33%～1.57% (2)の場合:年0.65%				

ほかにもお客さまのニーズに合わせたさまざまな保証制度をご用意しています。
詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。



保証制度のご案内はこちら▶



事業者選択型経営者保証非提供制度について

信用保証付き融資について、市内中小企業者の皆さまが一定の要件を満たした場合に、保証料率の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択できます。

■ご利用いただけるかた

次の(1)～(5)すべてを満たす法人

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない
 - ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- (4) 次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること

■適用される信用保証料率

- (1) 「■ご利用いただけるかた (3)」の2つの財務要件をいずれも満たす場合
所定の信用保証料率に **0.25%** を上乗せした信用保証料率
- (2) 「■ご利用いただけるかた (3)」の2つの財務要件のいずれか一方のみを満たす場合
所定の信用保証料率に **0.45%** を上乗せした信用保証料率
- (3) 法人の設立後最初の決算または2期目の決算における貸借対照表および損益計算書が無い場合
所定の信用保証料率に **0.45%** を上乗せした信用保証料率



【対象要件と保証料率の上乗せの整理表】

	直近決算期において債務超過でない	直近決算期において債務超過である
直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%
直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字である	保証料率+0.45%	対象外

4

Nagoya Credit Guarantee Corporation

経営支援について

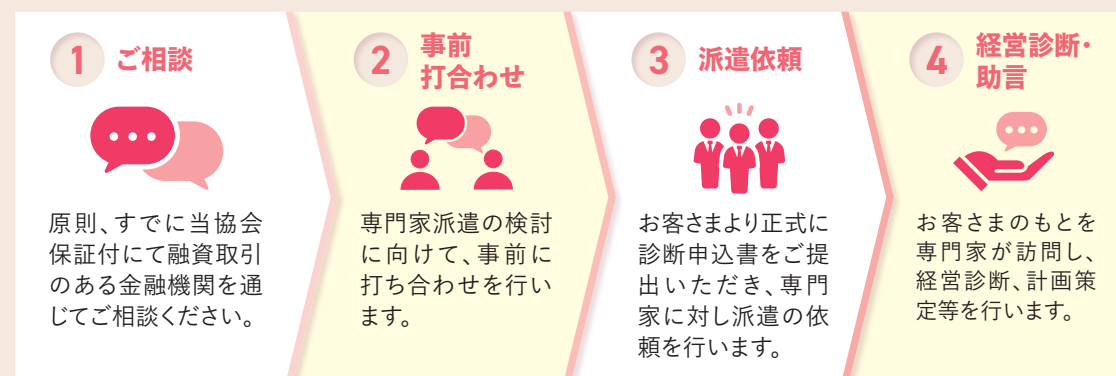
経営支援について
詳細情報はこちら▶

1 専門家派遣サービス

経営上の問題を、専門家に相談してみませんか？

専門的な知識と経験を有する専門家を**原則無料**で派遣し、お客さまの経営目標の実現や各種課題の解決に向けてサポートします。

ご利用の流れ



※他の保証協会を含め、保証協会の利用状況等によってはご利用できない場合があります。

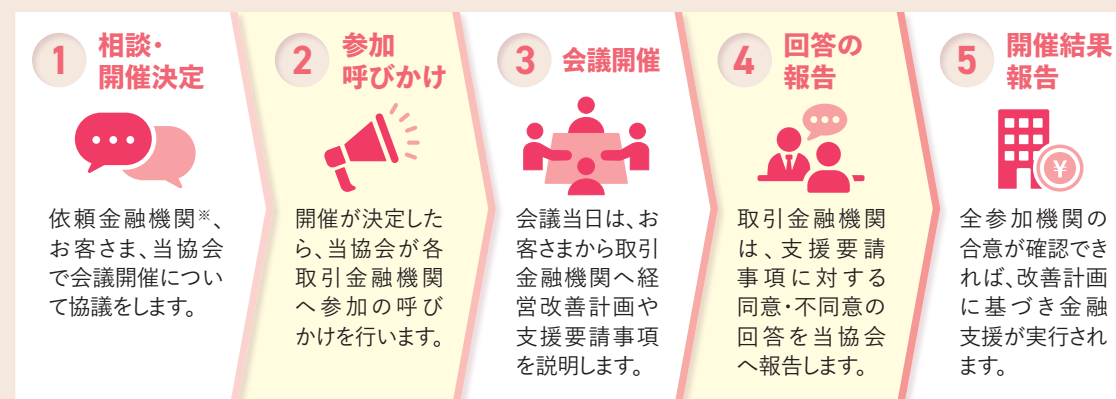
ご利用のメリット

- 専門家の視点で、自分では気づかないような課題を見つけることができます。
- 皆さまの課題解決に向けた具体的なアドバイスが受けられます。
- 販売戦略、広告・宣伝、財務など様々な問題に対応可能です。

2 経営サポート会議

経営サポート会議は、経営改善に取り組む中小企業者の皆さまと取引金融機関が一堂に会し、意見交換を行うことで、お客さまの経営改善を図ることを目的としています。

ご利用の流れ



※依頼金融機関とは、取引金融機関のうち今後もお客さまの支援育成を表明している金融機関を指します。

ご利用のメリット

- 取引金融機関への呼びかけは当協会が行い、お客さま自身で行う必要はありません。
- 関係金融機関が集まるため、意見交換がスムーズに行えます。
- サポート会議開催にかかる諸費用は、**原則無料**です。

3 事業承継個別相談会

当協会に保証残高を有するかたを対象に令和8年4月から令和9年3月までの期間、毎月第二水曜日(①13:30～、②15:00～)に事業承継個別相談会を各回1時間程度開催しております。相談対応は、愛知県事業承継・引継ぎ支援センターの相談員、及び当協会の職員が行います。

事業承継個別
相談会▶

ご利用のメリット

- 事業承継の類型(親族内承継、従業員承継、第三者承継)に合わせ、相談員が対応します。
- 相談会への参加は無料です。
- 必要に応じ、事業承継計画策定などの専門家派遣(原則無料)のご案内も致します。
- 後継者育成等の支援メニュー、事業課題解決へのご案内も致します。

4 各種セミナーの開催について

当協会ではさまざまな経営課題に向き合うお客さまのために、各種セミナーを随時開催しています。ご興味のあるかたは、ぜひご参加ください！
参加費は無料です！

過去に開催したセミナーのご紹介

「未来へつなぐ、準備」で決まる！

事業承継早期着手セミナー(令和8年3月)

「そのうち考えよう」と先送りにしてしまいがちな事業承継ですが、早めの準備で選択肢を増やすことができます。事業承継の3要素である「資産承継」「知的資産承継」「経営承継」について事例を交えながら、「何から」「いつ」「どう始めるか」を整理するセミナーです。

セミナー開催予定の
ご案内はこちら▶

5

Nagoya Credit Guarantee Corporation

創業支援について

創業支援について
詳細情報はこちら▶

創業前のお悩み相談から、創業計画の作成サポート、創業後のアフターフォローまで、さまざまな支援を行っています。費用は**原則無料**です！



ご利用の流れ

1 創業前のお悩み相談



どんな小さなことでも当協会担当者へお気軽にご相談ください。

2 創業計画の策定サポート



事業をスムーズに軌道に乗せるため当協会担当者がアシストします。

3 創業資金の借入サポート



固定・低金利の保証制度をご用意し、お借入れをサポートします。

4 創業後のサポート



創業後のお悩みは「成長応援パック」で専門家が解決をお手伝いします。

成長応援パック

当協会では、創業保証をご利用いただいたお客さまに、中小企業診断士等の専門家による経営診断を受けることができるサービスの取扱いをしています。最大10回の経営診断を**原則無料**で受けることができます。ぜひご利用ください。

創業保証ハンドブックについて

創業をお考えのかたや、創業されて間もないかた向けに「創業保証ハンドブック」を作成・公開中です。当協会の保証制度や、創業計画書のポイントなどわかりやすくまとめています。(画像は2025年度版)ぜひご活用ください！

ダウンロードは
こちらから▶

過去に開催したセミナーのご紹介

女性起業家交流会 創業のBitter&Sweet(令和8年2月)

創業をお考えの女性・創業されて間もない女性起業家のかたを対象としたセミナーです。

当日は先輩起業家をお招きし、創業期の女性によくある課題をテーマとした講演・トークセッション、SNS活用教室、参加者同士の交流などを行いました。

セミナー開催予定の
ご案内はこちら▶

6

Nagoya Credit Guarantee Corporation

広報のご紹介



名古屋市信用保証協会では、様々な広報ツールを利用して、市内中小企業者の皆さまに情報をお届けしています。

LINE

保証制度やセミナー開催情報など、当協会の有益な情報をいち早くお届けします。ぜひご登録ください。



LINE公式アカウント

YouTube

当協会の概要をわかりやすくご紹介する動画を公開中です。

公式YouTube
チャンネル

各種広報物

当協会ホームページにて、各種広報物を掲載しています。ご興味のあるかたは、ぜひご覧ください。



当協会ディスクロージャー誌
(画像は2025年度版)

詳しくは
こちら▼

「輝く企業」のご紹介

当協会の保証をご利用いただき創業されたかたへのインタビュー記事を掲載しています！

詳しくは
こちら▼

相談窓口のご案内

中小企業者の皆さまからの金融相談を始め、
創業・経営支援、事業承継などに関する相談対応を
一体的に行っておりますので、お気軽にお問合せください。

お客さま総合相談窓口

☎052-212-3011

窓口開設時間：9時00分～17時15分
〔土日祝日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く〕



名古屋市営地下鉄東山線・鶴舞線
「伏見駅」4番出口より徒歩8分



〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目12番31号(名古屋科学館プラネタリウム北側)

営業時間：9時00分～17時15分〔土日祝日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く〕

<https://www.cgc-nagoya.or.jp>

名古屋市信用保証協会

検索

